



低所得の子育て世帯対象

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

ひとり親世帯

支給対象者

次の①～④のいずれかに該当する人
※ひとり親以外の子育て世帯の給付金を
受け取った人を除く

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人
- ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
公的年金などには、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は全部支給停止だが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準の人と同じ水準になった人
- ④令和4年4月以降にひとり親になり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になった人

支給額

対象児童1人当たり一律5万円
※対象児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。ただし一定以上の障がいがある場合は20歳未満。



三豊市職員を募集します

▶申し込み・問い合わせ 人事課 ☎73-3002

募集人員

- 【試験区分】
- ・一般行政職（定住促進枠）
大学卒 2人程度
高校、短大卒 2人程度
 - ・一般行政職
（障がい者対象・高校卒）若干名
1人程度
 - ・土木（高校卒）
1人程度
 - ・保健師（短大卒）
2人程度
 - ・主任介護支援専門員（短大卒）
1人程度
 - ・保育士・幼稚園教諭（短大卒）
7人程度

第一次試験日

9月18日（日）

試験場所

受験票送付時に通知します。

申込期間

8月8日（月）～19日（金）
※土日は除く

提出場所

人事課（郵送可）

※郵送の場合は8月19日（金）必着

受験申込書・募集要項

・市ホームページからダウンロードできます。また人事課、各支所およびみとよ市民病院でも配布します。
・受験資格、応募方法などの詳細については募集要項をご覧ください。



人権・同和問題の意識調査にご協力を

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

7月に「人権・同和問題についての意識調査」を実施します。この調査は、人権・同和問題に関する意識の実態を把握し、今後の人権・同和問題の解決に向けての相談事業や、教育・啓発活動などの基礎資料とするために行います。
調査対象は、18歳以上の市民の中から2,000人を無作為に抽出します。
調査票がご自宅に届きましたら、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



人権擁護委員が委嘱されました

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

7月1日付で、次の人が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。
(敬称略)

町名	委員名
高瀬町	新井 富夫(再任)
山本町	小野 恭平(再任)
三野町	大平 由美(再任)
三野町	林 秀昭(再任)
詫間町	渡邊 省二(再任)



紙類・布類の持ち込み回収

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

日時 7月24日（日） 午前7時～9時
場所
・みとよ未来創造館前駐車場
・山本町保健センター前駐車場
・市民センター三野前駐車場
・豊中支所前駐車場
・旧詫間支所前ピロティ、駐車場
・市民センター仁尾
・運河沿い職員駐車場
・財田支所前駐車場
品目と出し方
新聞、雑誌、ダンボール、紙パックは、品目ごとに紙ひもで十字に縛って出してください。
布類は、必ず透明または半透明の袋に入れてください。※濡れたり、汚れた布類は回収できません。



7月は 社会を明るくする運動強調月間

▶問い合わせ 三豊地区保護司会 ☎62-1055

この運動は全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪と非行のない安全・安心な地域社会を築く全国的な取り組みです。
7月1日（金）に、三豊市社会を明るくする運動推進委員会の関係者が集まり、この運動の出発式を市役所玄関前で行います。これからの犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを推進していきます。皆さんのご協力をお願いします。

申請手続き

（申請が不要な人）

対象者①に該当する人

※6月10日（金）に支給済み

（申請が必要な人）

対象者②③④のいずれかに該当する人で、児童扶養手当および市遺児年金の認定を受けている人には6月中旬に申請書を郵送していますが、認定を受けていない人は子育て支援課までお問い合わせください。

申請期限

令和5年2月28日（火）

支給予定日

7月11日（月）以降、随時支給

ひとり親以外の子育て世帯

支給対象者

次の①②の両方に当てはまる人
※ひとり親世帯の給付金を受け取った人を除く

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がいがある場合20歳未満）を養育する父母などのうち主たる生計維持者の人
- ※令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象

②令和4年度住民税が非課税の人または令和4年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入になった人

支給額

対象児童1人当たり一律5万円

申請手続き

（申請が不要な人）

・令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人（児童手当を受給している公務員は除く）
※6月22日（水）に支給済み

・令和4年5月から令和5年3月までの間に児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定、もしくは手当の額の改定を受けた人（他市町村からの転入が理由の場合で児童の養育状況が変わらない場合は対象外）で住民税非課税の人（児童手当を受給している公務員は除く）

（申請が必要な人）

それ以外の対象者（高校生のみ養育している人、収入が急変した人、公務員など）

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。また子育て支援課でも配布します。

申請期限

令和5年2月28日（火）

支給予定日

7月19日（火）以降、随時支給

